

院内感染防止対策に関する取組み事項

1. 院内感染対策に関する基本的考え方

感染防止対策は、安心・安全な医療を提供するための基盤となるものです。院内における感染防止に留意し、患者・職員への感染症のリスクを最小化にするため、標準予防策を遵守しています。

2. 感染防止対策のための委員会その他の当該病院等の組織に関する基本事項

当院における感染防止対策に関する意思決定機関として感染対策防止委員会を設置し、毎月2回の会議を行い、感染防止対策に関する事項を検討します。また、感染対策チーム（ICT）を設置し、感染防止対策の実務を行います。

3. 感染防止対策のための従事者に対する研修に関する基本指針

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員を対象とした研修会を年2回以上行っています。また、各部署に感染防止対策マニュアルを配備し感染防止のための基本的な考え方や具体的な方法について、全職員への周知を行っています。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本指針

法令に定められた感染症届出のほか、院内における耐性菌等に関する感染情報レポートを作成し、感染対策委員会で現場へのフィードバックを実施しています。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染症患者が発生または疑われる場合は、臨時の感染防止対策委員会を招集し、感染拡大防止に努めます。また、必要に応じて、地域の他医療機関や保健所と速やかに連携して対応します。

6. 抗菌薬の適正使用に関する基本方針

抗菌薬の適正使用を推進するため個々の症例に対して薬剤部が介入を行い、治療効果の向上や副作用・耐性菌の減少に努めます。

7. 患者などに対する当該指針の閲覧および情報提供に関する基本方針

感染症の流行がみられる場合には、ホームページや院内掲示物で広く情報提供を行います。あわせて、患者と家族の方に、感染対策のための手洗いやマスク着用等の協力をお願いします。本取組事項は院内に掲示し、患者及び家族の方から閲覧の求めがあった場合はこれに応じます。

8. 地域連携に関する事項

当院は、感染対策の強化、医療関連感染発生時に助言を受けるため、福山市民病院と連携を行い情報の共有をします。

笠岡市立市民病院
感染防止対策委員会